

職員配置及び居室面積基準の改正経緯等

1. 職員配置基準の改正経緯

①最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S23~S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S51	S54	S55	S62
乳児院 (10人以上)		(看護師) 3:1	2.5:1					2:1					1.7:1		
児童 養護 施設	3歳未満	10:1	9:1		8:1			3:1			3:1		2:1		
	3歳以上							6:1			5:1		4:1		
	少年							8:1			7:1		6:1		
情緒障害児短期 治療施設		10:1	9:1										5:1		
児童自立支援 施設		8:1	7:1		6:1										5:1

②予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S51	S54	S55	S62			
乳児院 (10人以上)		(看護師) 2.5:1						2:1				1.7:1						
児童 養護 施設	3歳未満	5:1						3:1				2:1						
	3歳以上							7:1				6:1				5.5:1	5:1	4:1
	少年							8:1								7.5:1	7:1	6:1
情緒障害児短期 治療施設		10:1	9:1						8:1	7:1	6:1	5:1						
児童自立支援 施設		8:1	7:1		6:1									5:1				

2. 最低基準における居室面積(1人当たり)の改正経緯

	S23	S36	H10
乳児院	1. 65㎡		
児童養護施設	2. 47㎡		3. 3㎡
情緒障害児短期治療施設		2. 47㎡	3. 3㎡
児童自立支援施設	2. 47㎡		3. 3㎡
母子生活支援施設	2. 47㎡		3. 3㎡

(参考)

- ・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3. 3㎡/人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。
- ・なお、現在の居室面積は、養護老人ホームにおいては10. 65㎡/人以上、障害者支援施設においては9. 9㎡/人以上となっている。

3. 各福祉施設の居室面積・定員の最低基準の現状

児童福祉施設等

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
乳児院	1.65以上 (1室9.91以上)	—
母子生活支援施設	概ね3.3以上	1世帯1室以上
保育所	乳児室 1.65以上 ほふく室 3.3以上 保育室・遊戯室 1.98以上 屋外遊戯場3.3以上	—
児童養護施設	3.3以上	15人以下
情緒障害児短期治療施設	3.3以上	5人以下
児童自立支援施設	3.3以上	15人以下
自立援助ホーム	3.3以上	概ね2人以下
家庭的保育事業	9.9以上(3人まで。3人を超える場合は1人につき3.3m ² 追加)	—

〈障害児施設〉

知的障害児施設	3.3以上	15人以下
第一種自閉症児施設	4.27以上 (病院の規定適用)	—
第二種自閉症児施設	3.3以上	15人以下
知的障害児通園施設	指導室 2.47以上	10人以下
盲ろうあ児施設	3.3以上	15人以下
肢体不自由児施設	4.27以上 (病院の規定適用)	—
重症心身障害児施設	4.27以上 (病院の規定適用)	—

障害者施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
障害者支援施設	9.9以上	4人以下
福祉ホーム	9.9以上	原則1人

老人福祉施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
養護老人ホーム	10.65以上	原則1人
特別養護老人ホーム	10.65以上	4人以下
ユニット型特養	13.2以上を標準	原則1人
軽費老人ホーム	14.85以上	原則1人
介護老人保健施設	8以上	4人以下
ユニット型老健	13.2以上を標準	原則1人

生活保護施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
救護施設	3.3以上	原則4人
更生施設	3.3以上	原則4人
宿所提供施設	3.3以上	1世帯1室

婦人保護施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
婦人保護施設	3.3以上	原則4人